

園田学園女子大学生生活協同組合  
生協 I C カード運用・利用規則

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 ここでいう園田学園女子大学生生活協同組合（以下「当組合」という）の I C カードとは、当組合が発行する I C チップ搭載の組合員カード（以下「生協 I C カード」という）をいいます。この規則に基づいて生協 I C カードを発行された学生及び職員、当組合の組合員を生協 I C カード保有者と呼称します。生協 I C カード保有者はこの規則を順守する義務を有します。

### (生協 I C カードの発行)

第2条 生協 I C カードは当組合の規約に基づき当組合の組合員に発行されます。

### (生協 I C カードの利用と携帯用組合員証機能)

第3条 生協 I C カードは、当組合の携帯用組合員証となります。

2 生協 I C カード保有者は、生協 I C カードに貼付された I C チップを利用して当組合の提供する商品やサービス、並びに当組合が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。

3 生協 I C カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。

4 生協 I C カード保有者は、大学を退学ならびに退職、当組合を脱退する等の事由により、生協 I C カード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

### (生協 I C カードの紛失、盗難)

第4条 生協 I C カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに当組合に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。

2 紛失し、または盗難にあった生協 I C カードを発見した場合は、所定の手続きに従って当組合に届け出るものとし、当組合が認めたときに限り、当該生協 I C カードを再利用できるものとします。

3 生協 I C カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、一切の損害については、

その生協 I C カード保有者がこれを負担するものとします。

### (生協 I C カードの再発行)

第5条 生協 I C カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を当組合に提出し承認を得るものとします。

2 生協 I C カードの再発行を受ける場合、当組合所定の手数料を負担するものとします。

### (生協 I C カード記載内容の確認)

第6条 生協 I C カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに生協 I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく当組合に届け出るものとします。

### (個人情報の使用制限)

第7条 当組合は、当組合が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、生協 I C カード保有者の個人情報を利用しないものとします。

### (届出事項の変更)

第8条 生協 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、当組合に対して所定の届出を行うものとします。

2 本条第1項の届出により、生協 I C カードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第5条2項の手数料は無料とします。

3 生協 I C カード保有者は、本条第1項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

### (プライバシー情報の保護)

第9条 当組合は、生協 I C カード保有者が生協 I C カードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、当組合の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

### (利用停止)

第10条 生協 I C カード保有者は、次の何れかに該当した場合、当組合の提供する商品やサービスについて、当該生協 I C カードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- (1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規則のいずれかに違反した場合
- (3) 生協 I C カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (4) 生協 I C カードの磁気ストライプ及び I C チップに記録された内容を改ざんした場合
- (5) その他、生協 I C カード使用状況が適当でないと当組合が判断した場合

2 生協 I C カード保有者が、自らの生協 I C カードにある、当組合が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って当組合に届け出るものとします。

(生協 I C カードの返却)

第 1 1 条 生協 I C カードの発行を受けた組合員が当組合の組合員でなくなった場合は、生協 I C カードをただちに返却するものとします。

(規則の遵守と違反時の損害負担)

第 1 2 条 生協 I C カード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(規則の変更に伴う公示)

第 1 3 条 当組合が本規則を変更した場合は、その内容を生協 I C カード利用者へ公示します。

2 前項の変更において、当該変更の内容が生協 I C カード利用者の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして当組合が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

(準拠法)

第 1 4 条 本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 1 5 条 本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当組合所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

## 第 2 章 プリペイド

(プリペイド利用方法)

第 1 6 条 生協 I C カード保有者は、I C チップに

記録された残額の範囲内で、当組合の指定する店舗（以下（指定店舗）という）及び生協 I C カード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

(現金による入金額の記録)

第 1 7 条 生協 I C カード保有者は、加金機あるいは生協 I C カード対応 P O S レジスタ等を用いて現金により入金することで、I C チップに入金額を記録することができるものとします。

(プリペイド残高限度額)

第 1 8 条 当組合は、プリペイド残高限度額を定め、これを生協 I C カード組合員へ公示するものとします。

2 生協 I C カード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。

3 プリペイド入金額に対する利息は、利用の有無、入金の期間を問わず無利息とします。

(プリペイドが利用できない場合)

第 1 9 条 生協 I C カード保有者は、次の場合にプリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 生協 I C カードの紛失、汚損、指定店舗の生協 I C カード対応機器の故障、停電等により I C チップを利用することができない場合
- (2) 当組合がプリペイドで利用できないものとしていた商品またはサービスの利用の場合
- (3) 生協 I C カード対応機器が設置されていない店舗で物品を購入する場合
- (4) その他、当組合の責によらない事情等で、止むを得なくサービス提供を停止せざるを得ない場合

(生協 I C カード再発行時の残額移行)

第 2 0 条 生協 I C カードの汚損等によりプリペイド金額の読み取りができなくなった場合、または I C カード記載内容変更により再発行を受ける場合、I C カード組合員は第 5 条による再発行の届出を行うものとします。

2 生協 I C カード保有者が生協 I C カードを紛失し、または盗難にあった場合は、第 4 条または第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。

3 第 5 条または第 8 条により生協 I C カードを再

発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していた生協 I C カードの I C チップにプリペイド未利用残額があるときは、当組合は当該未利用残額を確定した後に、再発行された生協 I C カードの I C チップに当該確定残額を記録するものとします。

4 前項にかかわらず、生協 I C カード再発行の申請原因が生協 I C カード組合員の故意の汚損等によるものと当組合が判断した場合には、プリペイド未利用残額の保証は行ないません。

(返金)

第 2 1 条 プリペイド未利用残額の返金は、生協 I C カード保有者の脱退等の事由により生協 I C カードの保有を停止し、大学または当組合所定の手続きによって生協 I C カードを当組合に提示した場合を除き行わないものとします。

2 前項にいうプリペイド未利用残額の返金は、当組合が未利用額を確定した翌営業日に、所定の方法により行うものとします。

### 第 3 章 ポイント

(ポイント利用方法)

第 2 2 条 当組合の組合員は、指定店舗での利用時に生協 I C カードを提示し、当該生協 I C カードのプリペイド機能を使って支払を行った場合にのみ、当組合が定めるポイント発生率により、生協 I C カードにポイントを蓄積することができます。

2 蓄積されたポイントは当組合が定める基準で電子マネーとして生協 I C カードに自動的に加算されます。

(ポイントが蓄積できない場合)

第 2 3 条 当組合の組合員は、次の場合、ポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 生協 I C カードの紛失、汚損、指定店舗の生協 I C カード対応機器の故障、停電等により I C チップを利用することができない場合
- (2) 当組合がポイントを付与しないものとする商品またはサービスの利用の場合
- (3) 生協 I C カード対応機器が設置されていない店舗で物品を購入する場合

(生協 I C カード再発行時の残高移行)

第 2 4 条 生協 I C カードの汚損等によりポイント残高の読み取りができなくなった場合、生協 I C カード組合員は第 5 条による生協 I C カード再発行の申請を行なうことができます。

2 第 5 条または第 8 条により生協 I C カードを再発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していた生協 I C カードの I C チップにポイント残高があるときは、当組合は当該ポイント残高を確定した後に、再発行された生協 I C カードの I C チップに当該確定残高を記録するものとします。

3 前項にかかわらず、生協 I C カード再発行の申請原因が I C カード組合員の故意の汚損等によるものと当組合が判断した場合には、ポイント残高の保証は行ないません。

### 第 4 章 補 則

(解釈等)

第 2 5 条 この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

(改廃)

第 2 6 条 この規則の改廃は当組合理事会が行ないます。

付 則

(施行) 本規則は 2015 年 1 月 30 日から施行します。